

～官民協働の「多自然川づくり」の推進～

特定非営利活動法人 全国水環境交流会 代表理事 山道 省三

平成2年から始まった「多自然型川づくり」は、以来10数年での事業実施例約30,000件のうち、70～80%の事業が多自然型川づくりの理念、計画、施工法が実践されず、「課題の残る川づくり」として多自然川づくりレビュー委員会（2005～2006年度）から指摘された。そして、レビュー委員会は、その解消のため、次のような施策提言を行っている。

- 1) 課題の残る川づくりを解消するための施策
 - ①多自然川づくりの既往の知見のとりまとめ
 - ②多自然川づくりの技術的支援の実施
 - ③多自然川づくりの評価体制の構築
 - ④多自然川づくりの実施体制の見直し
 - ⑤市民の積極的な参画や多様な連携の仕組みの構築
 - ⑥多自然川づくりの普及
 - ⑦多自然川づくりを推進するための人材育成
- 2) 川づくり全体の水準を向上させるための施策
 - ①多自然川づくりの計画・設計技術の向上
 - ②多自然川づくりの管理技術の向上
 - ③河川環境のモニタリング手法と川づくりの目標設定手法の確立
 - ④改変に対する環境の応答の科学的な解明

この提案のうち計画や施工技術の支援や啓発普及に関しては、多自然川づくり研究会（座長：島谷幸宏、2006年～）による、多自然川づくりポイントブック（Ⅰ～Ⅲ、2007～2011年）を、主に中小河川における川づくりの計画、設計、施工技術を中心とした解説書を莫大な時間とメンバーの献身的な努力を得て発表した。このほか、2005年度に創設された激特事業及び災害助成事業等における多自然型川づくりアドバイザー制度による専門家の派遣、河川管理に携わる行政担当者、コンサルタント等を対象とした研修会やシンポジウム等が行われてきた。とはいえ、レビュー委員会が提案した課題の解消策のほんのいくつかが始まったにすぎない。とくに、多自然川づくりの実施体制の見直しと再構築、市民参画の仕組みづくり、人材育成などはこれからになる。レビュー委員会の課題にあった、せつかくの多自然型川づくりの方針、技術が現場に十分に理解され届いていなかった、知らなかったとの声は、技術力の優劣以前の問題として反省しなければならない。これは同時に各地の川や水辺で自然豊かな川づくりや環

境回復を目的に活動している市民、住民に対しても同じであった。河川工事の現場に立てかけられた工事名は、多自然型川づくり事業や自然環境復元工事等がうたわれているものの、植栽ブロックや魚巢ブロック、ホテル護岸等が施工されている。これが多自然型川づくりなのだろうか。本当にこれで自然が戻るのだろうかとの住民の声が各所から挙がっていた。毎日のように地先の川を見続けてきた住民にすれば、工事が進むにつれ、違和感が募って行くばかりで、どこに異議申し立てをすればいいのか分からなかった。

●住民の参画について

1998年に始めた「川の日」ワークショップは、2008年から「いい川・いい川づくりワークショップ」と名称を替え、2011年9月で通算14回目となる。このワークショップの目的は、地域の住民にとって愛着の持てる「いい川」とは何かを、全国の川や水辺で活動する市民や住民、国、自治体の河川管理者に呼び



（第4回いい川・いい川づくりワークショップ全体選考会
2011年9月25日／東京）



（同、表彰式 2011年9月25日）

かけ、公募し、団体や個人による工事や計画の例、活動事例を発表し、いい川について議論し、その概念を共有しようとするものである。

この14回で約900件の事例報告があり、毎回500人ほどの人たちが集い熱心な議論が行われる。その中から三段階の選考プロセスを経て、グランプリ、準グランプリ、特別賞といった表彰を行うのであるが、これまでの受賞状況をみると、どうも地域の人たちが川と生き活きと触れあっている川、触れあう条件を持った川が「いい川」との共通認識があるようだ。

このワークショップの初期の頃は、河川管理者が施工した事例の紹介と、住民の環境保全、改善活動の報告であったものが、次第に行政と市民の協働型事業、とくに実際の工事に対し、行政と市民が役割分担しながら計画づくり、工事を行う事例が登場するようになり、市民提案型公共事業と呼ばれるようになってきた。こうした中で、多自然型川づくりや多自然川づくり等、国土交通省の今後の河川整備方針は、地域住民の川づくりへの参画にあたっては、重要な拠所となった。

現在、多くの自治体が「協働型社会の形成」を目的に条例等を制定し、福祉、教育、防災、インフラ整備等で協働して事業を始めようとする傾向にある。以下に、これまでのいい川・いい川づくりワークショップの中で評価された協働型川づくりの事例をいくつか紹介する。

○寝屋川再生プラント市民工事 (大阪府淀川水系)

(大阪府寝屋川市.ねや川水辺クラブ他.2001年～)

寝屋川市が公募した市民61名と「寝屋川再生プラン」をもとに、「寝屋川せせらぎ公園」(2005年)、市民の自主事業である「茨田樋(まったひ)遺跡」(2007年)、幸町水辺公園(2009年)等、市民工事と称する市民主体の工事の実施を行った。



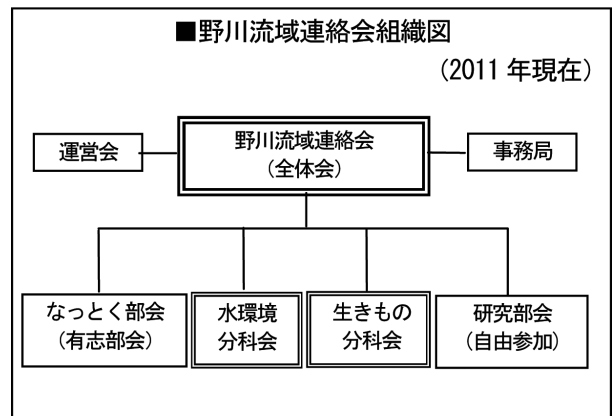
(寝屋川せせらぎ公園2008年撮影)

○都民とすすめる川づくり 野川流域連絡会

(東京都多摩川水系)

(東京都建設局河川部.野川の市民団体他)

東京都は、平成11年頃から、都が管理する河川を、11の水系群に分け、地域住民、市民団体、関係市区町村に呼びかけ、流域連絡会を形成し、河川整備や自然回復事業等で意見交換やプランづくり、環境調査等を行っている。このうち、多摩川水系野川では、平成12年からいくつかの部会をつくり、水景や流景の確保と納得流量(流況調査等を経て感覚的に理解できる流量)の設定—なっとく部会や、野川の生物相の調査や観察会を実施し、生き物とうまくつきあうための「野川ルール」の設定による啓発活動—生きもの分科会等を設置し、川づくり、景観形成、生きものの保護、育成活動を行っている。



○アザメの瀬の湿地整備計画と施工 (佐賀県松浦川)

(アザメの瀬検討会.国土交通省武雄河川事務所)

松浦川(一級河川)の氾濫原を遊水地兼湿地として整備し、川の自然再生の拠点としようとする事業。構想段階から農業者等地域住民、学識者、地元自治体による検討会を形成し、徹底した討論を重ね、計画づくり、施工等を役割分担し、事業を行った(平成14年～)。事業完成後も環境モニタリングや研究発表会、学童への体験学習会、維持管理への参加等を住民組織「アザメの会」を中心に行っている。



(アザメの瀬/松浦川2007年撮影)

○通船川の再生（新潟県信濃川水系）

（新潟市・通船川・栗ノ木下流再生市民会議.1998年～）

荒廃したドブ川を再生するために官民協働で「通船川・栗ノ木川下流再生市民会議（通称つづくり市民会議）」を組織し、河川清掃実施、川の再生シンポジウムの開催、学童のための体験学習、事例視察などをおこない「川づくり方針2000」を提案した。主に水際部の自然復元や散策路事業に参画した。



（通船川の自然再生事業2008年撮影）

○芥川・ひとと魚にやさしい川づくり

（大阪府高槻市・芥川倶楽部他）

天然アユの遡上を目的に、国、府、市民との協働で、魚道の整備、滞筋の整備、外来植物の除去等の活動により、天然アユが市街地まで遡上し始めた。



（芥川での土のうによる魚道試験
写真提供：芥川くらぶ）

このように多数の住民参画型、協働型の事業が各地で行われている。

住民が川づくりに参画することのメリットは、河川管理者の立場から見ても多大である。これまでの経験から考えると以下のようなものである。

【川づくりへの市民参画のメリット】

- ①住民の川への関心の高まり、河川管理への理解の促進
- ②地域の自然、歴史、文化情報の収集と川づくりへの反映
- ③河川管理とくに環境、防災等に関する新たな住民コミュニティの形成
- ④竣工後、維持、管理への参加及び学童や他住民との体験学習による啓発
- ⑤調査、計画、施工等の経費の節減
- ⑥河川管理、工事等に対する不満の軽減等がある。

何よりも協働することによる情報の共有や双方の立場、技術や予算に対する理解などでさまざまな課題、トラブルの解消が図られると考える。現在、市民、住民による川や水辺での活動グループには、農業、漁業者、学者や行政マンのOB、コンサルタント等が会員として参加し、一般の住民に学術的、技術的サポートを行いながら活動を行っている。その意味でも、住民参画は科学的、技術的背景を持った参画になってきた。また、日常的に川と接したり眺めたりしているため、提供される情報は極めて具体的に現実的である。

●多自然川づくりサポートセンターの提案と推進

多自然川づくり研究会のメンバーの一人として、多自然川づくりの推進には、住民参画が不可欠であり、参画することが事業の大きな推進力になること。事業内容のチェック機能を果たすこと。多自然川づくりの理念や技術への理解、周知を事業主体とともに共有することや、次世代への継承等を提案し、事業推進をサポートする機関として「多自然川づくりサポートセンター」を2006年に提案した。

これは、既設の災害復旧事業を主とするアドバイザー制度との連携とともに、多自然川づくり研究会のメンバー、研究者、関係機関、キャリアを持つ市民、住民等により構成されるものとし、東京に主拠点を設置するが、道州レベル、複数の流域を包括するレベルでの地域サポートセンターとで構成されるものとした（図1参照）。日本列島を毛細血管のように巡る川や用水路の形状、自然環境、歴史、文化については、河相論を持ち出すまでもなく、各地で大きな違いがある。サポートセンターが一元的に全国へのアドバイス、支援を行うことは、物理的にも内容的にも無理であろう。せめて道州レベルで地域拠点をつくり、さらに個々の川へのサポートができることが望ましい。

平成20年、財団法人リバーフロント整備センター内に、「多自然川づくりサポートセンター」が設置された。当初このセンターは、各地で行われる川づくりに関し技術的な支援や、現在進行中の川づくりに対し不満を持つ市民、住民の「駆け込み寺」の役割を持つものとして提案したのだが、名称の印象が悪いということや、もう少し積極的な意味を持たせ、多自然川づくりの啓発、技術研修、事業モニタリング、研究等を含めた将来的に事業推進母体となるべく構造をイメージするものとした。

しかしながら、この提案は、多自然川づくり研究会では概ね了承されたと思うのだが、4年経っても一部しか実行されていない。行政改革や公益法人改革等社会が注視する中、また新たな組織をとの批判もあるだろうが、NPO法人や社団、財団等の法人制度も多様化している折、組織の位置づけも批判の対象にならないような工夫が必要だ。ただ、組織運営の資金

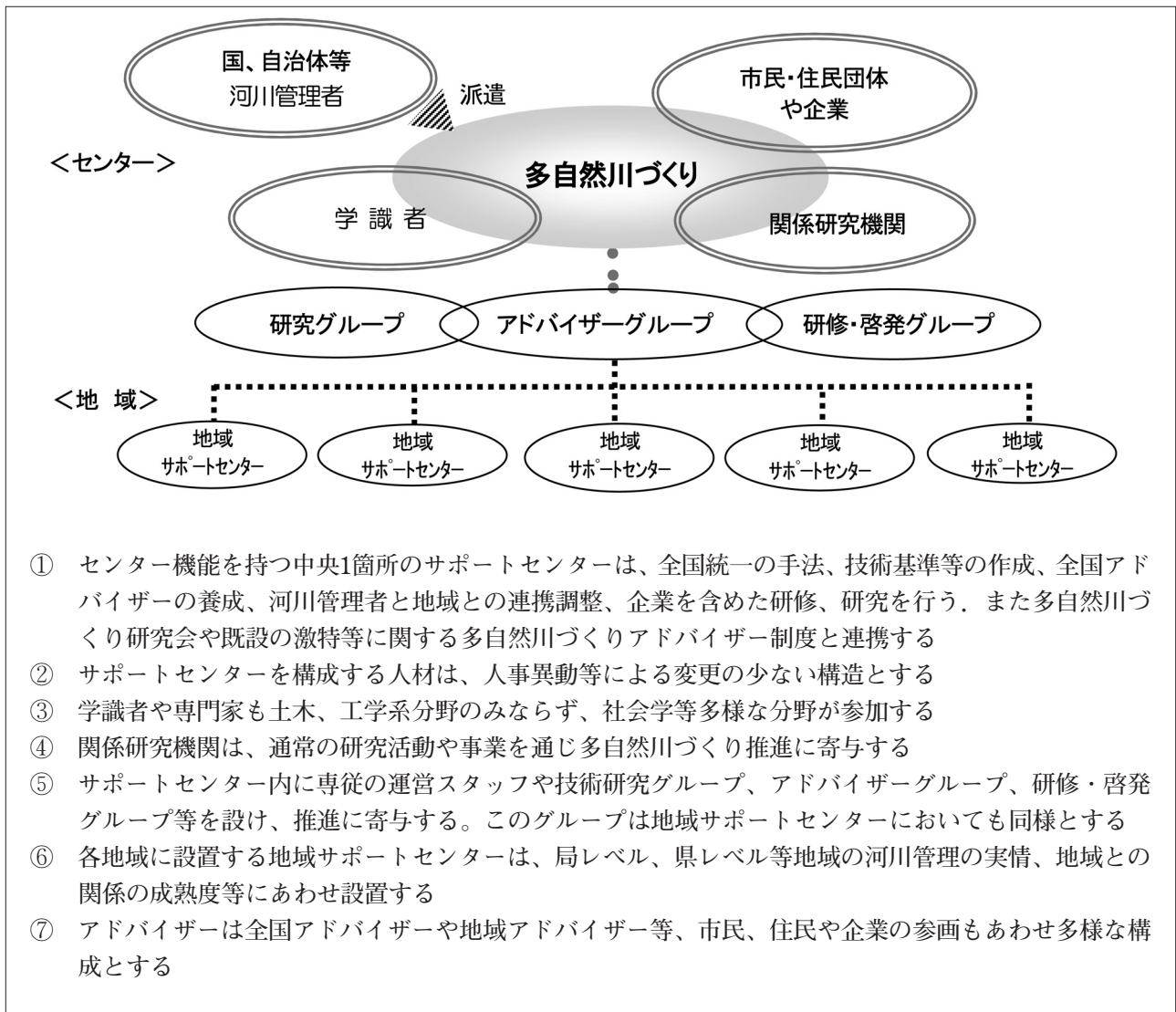
確保をどうするかは悩みの種だが、研究グループによる企業と連携した製品開発、コンサルティング、研修・啓発グループによる研修、関連書籍の販売、アドバイスの有料化などが考えられよう。

また、地域サポートセンターは、現存する各地の川の交流拠点、水防センターとの連携により、「河川環境」+「水防」活動など活動の活性化、多様化が図られる。とくに、水防、防災活動は地域自治体との連携で、人材養成、活動の継続性の面からも大きな効果が期待できる。いずれにしろ、ポイントブックの発行に伴い、早急に継続的に啓発、普及を行わないと、前例のように現場に届かないことや、河川管理者の人事異動等で、担当者が替わるたびに忘れられてしまう。

多自然川づくりサポートセンターの制度整備は、走りながら充実化していけばいい。一刻も早く着手することを提案したい。

■図-1 多自然川づくりサポートセンター 構成案

(初出:機関誌「RIVERFRONT」(2008年5月号)を改訂. 2012年1月山道)



- ① センター機能を持つ中央1箇所のサポートセンターは、全国統一の手法、技術基準等の作成、全国アドバイザーの養成、河川管理者と地域との連携調整、企業を含めた研修、研究を行う。また多自然川づくり研究会や既設の激特等に関する多自然川づくりアドバイザー制度と連携する
- ② サポートセンターを構成する人材は、人事異動等による変更の少ない構造とする
- ③ 学識者や専門家も土木、工学系分野のみならず、社会学等多様な分野が参加する
- ④ 関係研究機関は、通常の研究活動や事業を通じ多自然川づくり推進に寄与する
- ⑤ サポートセンター内に専従の運営スタッフや技術研究グループ、アドバイザーグループ、研修・啓発グループ等を設け、推進に寄与する。このグループは地域サポートセンターにおいても同様とする
- ⑥ 各地域に設置する地域サポートセンターは、局レベル、県レベル等地域の河川管理の実情、地域との関係の成熟度等にあわせ設置する
- ⑦ アドバイザーは全国アドバイザーや地域アドバイザー等、市民、住民や企業の参画もあわせ多様な構成とする